

令和5年12月8日 第1回 南山田留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
1	留守家庭児童育成室民間委託Q&A No14について、合格基準の厳格化について厳格化前後比較を教えてください。 また、委託育成室の契約解除基準も合わせて教えてください。	仕様書における指導員配置において、担任のうち1人は2年以上の実務経験を有することとし、引継保育の具体的な日数を示すように変更しました。また、審査項目においても「知識や経験」という項目から「知識」の文言を外し、経験重視で審査することとしました。審査における合格基準については、過半数600点から過半数650点に上げるとともに、採点合計の平均についても650点以上としました。 業務委託における契約解除条項については契約書に明記しており、契約内容に違反した場合や正当な理由なく業務に着手しない場合などが挙げられます。
2	民間委託している育成室のアンケートの内容について、暴力行為の記載について、詳細と改善結果を教えてください。	【Q&A No13参照】 児童同士のトラブルについては、運営業務を事業者に委託するため、日々の保育、育成支援の一貫として、まずは現場での指導員による対応としています。ただし、いじめなどの事案については、市への報告を迅速に行うとともに、個人情報の保護にも十分配慮した上で、学校とも情報共有を図ることとしています。
3	民間委託している育成室のアンケートの内容についておやつ提供に対しての不満が散見されるが、どの程度改善しているのか。	補食の観点からの御意見に対する改善については、おにぎりやパンなどを提供するといった改善を行っている育成室があります。また、量に関する御意見につきましては、現場での個々の調整によって行っています。
4	おやつ代等徴収金の収支報告を提出しない事業者があると聞いたことがある。	従前の仕様書においては、おやつ代の収支報告は保護者から求めがあった場合に報告するものと記載していましたが、令和5年度選定した際の仕様書からは、学級懇談会等を通して、保護者に対して会計の収支を報告することと記載しています。
5	民間委託育成室で徴収金に対しての収支報告が行われている割合を教えてください。 また、徴収金に対して収支報告を義務付けることは可能か。	仕様書において、おやつ代以外で教材費など適切な保育運営に必要な物品を購入するに当たり、保護者から費用を徴収する場合は、あらかじめ保護者に対してその目的と用途を示した上で、会計の詳細について報告の求めがあった場合は、その求めに応じることとしています。報告の求めがない場合においても、学級懇談会などを通して収支報告を行うように事業者に対して周知しています。